

加西市告示第 3 2 号

令和 7 年度労務報酬下限額を定めたので、加西市公契約条例（平成 2 7 年加西市条例第 2 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

加西市長 高 橋 晴 彦

記

- 1 労務報酬下限額 別紙のとおり

令和7年度 労務報酬下限額

○条例第7条第1項1号関係

No.	職 種	公共工事設計労務単価		労務報酬下限額 時間単価	No.	職 種	公共工事設計労務単価		労務報酬下限額 時間単価
		日単価	時間単価				日単価	時間単価	
1	特殊作業員	24,700	3,080	2,770	27	普通船員	26,200	3,270	2,940
2	普通作業員	23,500	2,930	2,640	28	潜水土	41,200	5,150	4,630
3	軽作業員	16,300	2,030	1,830	29	潜水連絡員	—	—	—
4	造園工	25,200	3,150	2,830	30	潜水送気員	31,800	3,970	3,570
5	法面工	29,000	3,620	3,260	31	山林砂防工	29,700	3,710	3,340
6	とび工	28,000	3,500	3,150	32	軌道工	42,500	5,310	4,780
7	石工	—	—	—	33	型わく工	29,600	3,700	3,330
8	ブロック工	30,900	3,860	3,470	34	大工	28,900	3,610	3,250
9	電工	25,100	3,130	2,820	35	左官	27,000	3,370	3,030
10	鉄筋工	26,900	3,360	3,020	36	配管工	24,400	3,050	2,740
11	鉄骨工	25,700	3,210	2,890	37	はつり工	30,300	3,780	3,400
12	塗装工	27,300	3,410	3,070	38	防水工	27,400	3,420	3,080
13	溶接工	31,800	3,970	3,570	39	板金工	29,400	3,670	3,300
14	運転手(特殊)	25,700	3,210	2,890	40	タイル工	—	—	—
15	運転手(一般)	23,500	2,930	2,640	41	サッシ工	30,100	3,760	3,380
16	潜かん工	36,900	4,610	4,150	42	屋根ふき工	—	—	—
17	潜かん世話役	46,100	5,760	5,180	43	内装工	30,900	3,860	3,470
18	さく岩工	30,400	3,800	3,420	44	ガラス工	28,000	3,500	3,150
19	トンネル特殊工	46,100	5,760	5,180	45	建具工	—	—	—
20	トンネル作業員	30,900	3,860	3,470	46	ダクト工	25,700	3,210	2,890
21	トンネル世話役	45,300	5,660	5,090	47	保温工	28,900	3,610	3,250
22	橋りょう特殊工	34,500	4,310	3,880	48	建築ブロック工	—	—	—
23	橋りょう塗装工	33,700	4,210	3,790	49	設備機械工	28,000	3,500	3,150
24	橋りょう世話役	42,000	5,250	4,720	50	交通誘導員A	17,800	2,220	2,000
25	土木一般世話役	28,300	3,530	3,180	51	交通誘導員B	14,700	1,830	1,650
26	高級船員	31,900	3,980	3,580					

(注) 石工、潜水連絡員、タイル工、屋根ふき工、建具工、建築ブロック工については、兵庫県の労務単価が無いため、当該職種に該当する労働者等については、事前に既存職種の労務報酬下限額で合意を得ること。

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、1,106円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

○委託業務・指定管理協定(条例第7条第1項第2号関係)

労働報酬下限額	1,106円
---------	--------